

## 令和6年度事業

## 新事業展開等促進補助事業(新事業開発コース)

創業や経営革新等に必要な新商品・新技術・新役務(サービス)の開発及び販路開拓などの新たな取組に対し、要する経費の一部を補助します。(事業開始予定日:令和6年4月1日)

事業類型	補助率	補助上限額	事業期間
通常枠	1 / 2	300 万円	最長 2か年 ※令和6年4月1日から令和8年3月31日、または補助事業完了日のいずれか早い時期まで
特別枠 ①県重点推進分野枠 ②最低賃金枠	2 / 3		

## 対象者

- 県内の創業(する)者、県内に事業所を有する中小企業者、NPO法人、農事組合法人等
- 中小企業者等と農林漁業者の連携体

## 対象事業

- ①新商品・新技術・新役務(サービス)の開発
- ②試作品の販路開拓

詳細は裏面をご覧ください。

## 募集期間

令和5年11月1日(水)～令和5年12月22日(金)

事業説明会を実施します。詳細は、説明会・相談会案内チラシをご覧ください。

## スケジュール

事前審査	令和5年12月下旬～令和6年1月下旬実施予定
審査委員会審査 (プレゼン審査)	令和6年2月下旬(予定)
交付決定	令和6年4月1日(予定)
事業期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日(最長)まで

応募方法は  
こちら

下記(公財)21 あおもり産業総合支援センターの HP から申請書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、期限までに提出先までご送付又はご持参ください。

(公財)21あおもり産業総合支援センターホームページ URL

<https://www.21aomori.or.jp/consultation/hojokin>

21あおもり 補助金 で検索



[ホームページ]

申込先・  
問合せ先

(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課

〒030-0801 青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル7階

電話:017-777-4066 FAX:017-721-2514

E-mail:soudan@21aomori.or.jp

## 補助事業・対象経費・限度額等

新商品・新技術・新役務(サービス)の開発 / 試作品の販路開拓

項目	要件	
補助期間	最長2か年	
補助率	通常枠	1/2
	特別枠:①県重点推進分野枠、②最低賃金枠	2/3
限度額	300万円	
補助対象経費	専門家謝金、旅費(専門家、職員)、会場借上料、通信運搬費、借損料(リース、レンタル料)、印刷製本費、資料購入費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、受講料、消耗品費、原材料費、備品費(汎用機器は除く。)、外注加工費、研究開発費、委託費、知財取得費(知財出願経費、技術導入費、先行技術調査費)	

### 特別枠:①県重点推進分野枠とは

青森県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に関する以下事業に該当する事業を申請する場合は該当します。

①アグリ関連事業	○本県の強みである食を更に伸ばし、生産性・収益性を向上させていく取組 (農工ベストミックス型産業(農商工連携による商品開発等を含む)等)
②ライフ関連事業	○人口減少、少子化、高齢化の加速による社会変化、産業需要に対応する取組 (医療・健康福祉関連産業(医福工連携分野、サービス分野、プロダクト分野)、生活関連サービス産業等)
③GX 関連事業 (グリーン関連事業を拡充)	○カーボンニュートラル実現に向けた対応を成長の機会として捉える経営革新の取組や本県の強みであるエネルギーを生かし、関連産業を創出していく取組
④DX 関連事業	○デジタル技術を活用した経営革新の取組
⑤知的財産活用事業	○知的財産を活用した企業経営に資する取組
⑥その他経済を回す取組及び事業	○国内外からの投資を呼び込み、域内循環を進める取組、新しい生活様式に対応した取組 (観光関連産業、物流関連産業、情報関連産業等)

### 特別枠:②最低賃金枠とは

最低賃金※で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いる県内中小企業者であり、本対象事業に取り組もうとする場合は該当します。

※ 最低賃金は、地域別最低賃金、特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合は、金額が高い方を最低賃金としてみなします。

※ 最低賃金枠での申請の場合は、従業員数、支払賃金を確認するため、賃金台帳、社員名簿(労働者名簿)等の従業員数を確認できる書類の提出が必須です。

○10%要件を満たす従業員数の算出について(小数点以下を繰り上げ算出)

(算出例)全従業員数25人×10%=2.5人

→最低賃金雇用の人数が3人以上である場合に当枠での申請が可能です。※従業員数により算定人数が変わります。

### 事業目標

本事業実施による事業目標を必ず設定していただきます。

- 補助事業終了後の付加価値額※又は一人当たりの付加価値額の伸び率が3%以上であること。
- 補助事業終了後1年以内に給与支給総額年率平均1.5%以上増加すること。
- 補助事業終了後、3年以内に事業化すること。

※ 付加価値額とは、製品の生産活動やサービスの提供活動を行うことにより、新たに加えられた価値で、以下の算出によります。  
付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費